

令和 6 年度新技術を用いた「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」の将来的な在り
方検討委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名：_____

提案者名：_____

企画書 作成項目	審査項目		審査基準	配点		採点
					小計	
1. 業務に対する理解 度 (様式 A)	LAPSS 将来像を実現するための条件に対する理解度		本業務の業務目的及び事務事業編の制度内容、現行 LAPSS の機能等を理解し、整理された内容となっているか。また、地方公共団体が抱える課題等を理解し、計画策定・進捗管理の手間は最小限にして、施策の検討・実施に最大限リソースを割けるような効率のかつ革新的なシステムへ転換することを理解した内容となっているか。	20	20	
2. 実施方法等の提案 (様式 B)	1)	業務の骨子 (1) システムの将来的な在り 方の提案	モダン化されたシステム構築を前提に、現行システムの運用・保守費用より削減されたシステム構築となっているか	10	60	
			これまで以上に機能の操作性等の効率化が図られているか	10		
			令和 9 年度からのガバメントクラウドでの稼働を見据え、令和 8 年度末に納品されるような提案かつベンダーロックイン対策として、疎結合化やオープンな技術の採用、オープンソース化といった方向性が示されているか	10		
			現行システムの登録団体に不都合が生じない形での改修・構築の工夫がなされているか	10		
	2)	業務の骨子 (2) 現行システムの設計・開発事業者、インフラ運用保守事業者との打合せ等	業務骨子で記載している必要な要素が盛り込まれており、効果的で実現可能とする的確な提案となっているか。	5		
	3)	業務の骨子 (3) 全体スケジュール及び実現に至るまでの費用見積の作成	業務骨子で記載している必要な要素が盛り込まれており、効果的で実現可能とする的確な提案となっているか。	15		
3. 業務実施フロー (様式 C)	業務遂行の確実性		業務の実施時期と業務内容が適切な提案となっており、その確実性が見込まれるか。	10	10	
4-1. 業務実施体制 (様式 D-1)	技術力	専門技術者の経験等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。	5	10	
	専任性	手持ち業務量	予定する管理技術者の手持ち業務量。	5		
4-2 業務実施体制 (様式 D-2)	業務従事者の配置、役割分担等		本業務を実施するための従事者が適切に配置されているか。 また、その役割分担は業務内容に則して適切であるか。	5	5	
5. 業務実績 (様式 E)	過去 5 年間ににおけるシステムの構築・運用等業務に従事した業務の実績		業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	10	10	
6. 見積価格・積算内 訳 (経費内訳書)	提案内容に対する価格の妥当性			5	10	
	積算内訳の妥当性			5		

7. 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組（様式F）	温室効果ガスの排出削減目標の設定	2050 年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、提案者が設定している温室効果ガスの排出削減目標が具体的に記載されているか。	10	15	
	デコ活の実施	デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無等、デコ活に関する取組が実施されているか。	5		
8. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況（様式G）	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。		5	5	
9. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 （様式H）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5 点 ・えるぼし 3 段階目（※2） 4 点 ・えるぼし 2 段階目（※2） 3 点 ・えるぼし 1 段階目（※2） 2 点 ・行動計画（※3） 1 点 ※1 女性活躍推進法(令和 2 年 6 月 1 日施行)第 12 条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が 1 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4 点 ・くるみん認定（新基準※4） 3 点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2 点 ・トライくるみん認定 2 点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 5 項の経過措置により認定） ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4 点		5	5	
合計				150	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
 2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の 1 / 2 以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5 点満点の場合	10 点満点の場合	15 点満点の場合	20 点満点の場合
・秀	5 点	×2	×3	×4
・優	4 点			
・良	3 点			
・準良	2 点			
・可	1 点			
・不可	0 点			